

伊丹市一時預かり事業実施要綱（平成28年3月1日施行）

伊丹市一時保育事業実施要綱（平成8年3月7日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、就学前の児童の保護者の就労形態の多様化又は傷病等により、断続的に、又は緊急に家庭での保育が困難となる場合に、児童を一時的に預かり、保育を提供することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「一時預かり事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項の規定に基づき実施する事業（以下「一時預かり」という。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（実施要件）

第3条 本事業の対象施設（以下「実施施設」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の3第1号又は第3号に規定する事業（以下「一般型一時預かり事業等」という。）を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業
- (2) 規則第36条の3第2号に規定する事業（以下「幼稚園型一時預かり事業」という。）を実施する幼稚園又は認定こども園

（対象児童）

第4条 本事業の対象児童は、次に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般型一時預かり事業等 市内に居住し、保育所、幼稚園、

認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所（以下「保育所等」という。）に在籍しておらず、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当する小学校就学前の児童を対象とする。

ア 育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等の事由により一時的に保育が必要な児童

イ 保護者の傷病・入院・災害・事故等により緊急・一時的に保育が必要な児童

ウ 保護者の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となる児童

(2) 幼稚園型一時預かり事業 市内に居住し、幼稚園及び認定こども園に在籍している満3歳以上の児童を対象とする。

（利用の申込み）

第5条 実施施設は、一般型一時預かり事業等を利用しようとする保護者に、一時的保育利用申請書（兼児童台帳）（様式第1号）に必要な書類を添えて提出させなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後処理できるものとする。

2 実施施設は、幼稚園型一時預かり事業を利用しようとする保護者に、当該実施施設が定める利用申込書を提出させなければならない。

（利用の承諾等）

第6条 実施施設は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、利用の適否を決定し、その旨を一時保育決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

2 実施施設は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、実施の適否を決定し、その旨を書面により保護者に通知するものとする。

（利用の停止）

第7条 実施施設は、一時預かりの必要がなくなった児童については、保護者から一時保育停止届（様式第3号）を提出させ、停止しなければならない。

(利用料)

第8条 前条の規定による実施の承諾を得た者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用料（幼稚園型一時預かり事業にあつては、実施施設が定める利用料）を支払わなければならない。ただし設置者は、児童の急な疾病等で一日の利用が困難となった場合はこれを減免することができる。

(利用承諾の取消し)

第9条 実施施設は、一般型一時預かり事業等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用承諾を取り消し、その旨を一時保育利用取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項第1号アの対象児童の要件を欠くに至った場合
- (2) 利用者が虚偽の申込みその他不正な手段を用いた場合
- (3) 利用者が正当な理由なく利用料を支払わない場合
- (4) その他市長が事業を継続することが困難であると認めた場合

2 実施施設は、幼稚園型一時預かり事業について、次の各号のいずれかに該当する場合は、一時預かりの利用承諾を取り消し、その旨を書面により利用者に通知するものとする。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料を支払わない場合
- (2) その他実施施設の長が事業を継続することが困難であると認めた場合

(補助金の交付)

第10条 市長は、一時預かりに関して必要な費用を「伊丹市私立保育所等特別保育事業費補助金交付要綱」（平成17年4月制定）に基づき交付する。

(調査・報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対し補助金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求めることができる。

(細則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成 2 8 年 3 月 1 日から施行し，平成 2 7 年度に実施した一時預かり事業分から適用する。

別表 一時預かり保育料徴収金額表（第 8 条関係）

（単位：円）

各月初日の一時預かりを受ける児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（日額）
階層区分	定義	
第 1	保護者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 1 項の里親である世帯	0
第 2	第 1 階層を除き，当該年度分（一時預かりを受けた月が 4 月から 8 月までの場合にあっては，前年度分）の市町村民税を課されない世帯	1 , 0 0 0
第 3	第 1 階層及び第 2 階層に該当しない世帯	2 , 5 0 0